

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項
<p>【改正の概要】</p> <p>1 趣旨 障害者が自立して暮らせる社会づくりを推進するため、障害者の雇用の促進のための県税の特別措置（事業税の不均一課税）について定める。</p> <p>2 対象となる事業主（次のすべての要件に該当していることが必要） (1) 常時雇用する労働者の数が55人以下であること。 (2) 適用対象となる事業期間の雇用障害者数が、基準となる事業期間（法人：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度の期間、個人：平成19年1月1日から同年12月31日までの期間）の雇用障害者数を超えること。 (3) 雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>3 不均一課税の内容 現行税率の2分の1を軽減。ただし、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度（月割 例：障害者1人、雇用期間半年の場合は、5万円を限度）。</p> <p>4 適用期間 (1) 法人 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得分（課税年度：平成20年度～平成22年度） (2) 個人 平成20年から平成22年分までの間の各年の所得分（課税年度：平成21年度～平成23年度）</p> <p>5 調整措置 次の条例の特別措置（減収補填対象）と、この条例の特別措置（減収補填対象外）の両方の適用がある場合は、次の各条例の規定を適用した後に、この条例の規定を適用。 (1) 愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（昭和45年愛媛県条例第16号） (2) 愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号） (3) 愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年愛媛県条例第5号） (4) 愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例（平成14年愛媛県条例第47号）</p> <p>6 手続 事業税に関する申告期限までに、特別措置の対象となる旨の申告があった場合に限り、特別措置を適用する。</p> <p>7 適用除外 県税に係る徴収金を滞納している場合その他知事が適当でないとする場合は、特別措置を適用しない。</p>	
施行日	平成19年4月1日